

## 第 34 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 5 月 25 日（月）午前 9 時 28 分から 9 時 55 分

2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	9 番	西田	三郎		
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里 安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野 進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野 律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田 暁
	11 番	高田	照美		

### 4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 2 年度第 34 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	中村 陽星
農地集積支援員	牛野 学

### 6. 会議の概要

事務局 本日の総会は、先月の総会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の出席はご遠慮いただいております。

事務局 それでは、本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第 6 条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 34 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 9番、西田 三郎 委員。10番、西田 暁 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第34号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。戸川係長。  
2ページをお開きください。

議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和2年5月29日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 4件・農地中間管理権 5件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期を令和2年6月1日から令和7年5月31日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡ の2件です。その下段、令和12年5月31日が終期の10年間存続で、田が ●●㎡、畑が ●●㎡ の2件です。

資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権を設定する者は、鹿児島市○○在住 A・57歳。利用権の設定を受ける者は、B・62歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は 田、面積は ●●㎡。賃借料は10アール当り1万円の口座払いで、期間10年の新規設定です。図面は、5ページに添付してあります。

整理番号2番。AとCの利用権設定については、賃借料は10アール当り○○円の口座払いで、期間10年の新規設定です。

整理番号3番。DとEの利用権設定については、賃借料は2筆で○○円の口座払いで、期間5年の新規設定です。

整理番号4番。FとEの利用権設定については、賃借料は2筆合計○○円の口座払いで、期間5年の新規設定となっています。

整理番号2番から4番の図面については6ページ以降8ページに添付していますのでお目通し願います。

資料は9ページをお開きください。計画総括表の説明をします。

令和2年5月29日を公告日とする農地中間管理権 5件を定めたいので承認を求めるものです。

存続期間5年と10年があり、面積合計は ●●㎡ です。

上段の5年間存続について、期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日までで、利用権設定する者の数は3名、利用権の設定を受ける者の数は2名です。

下段の10年間存続について、期間は令和2年6月1日から令和12年5

月 31 日までで、利用権設定をする者、受ける者の数は共に 1 名となっています。

次のページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 G、耕作者は備考に記載していますが、島間の H です。

整理番号 2 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 I、1 番と同じく耕作者が H となっていますのでお目通し願います。

次に、整理番号 3 番から 11 ページの整理番号 4 番の中間管理権の取得については、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 J・75 歳、耕作者が 〇〇の K で作付け内容は水稲、期間は 10 年となっております。賃借料はお目通しください。

整理番号 5 番。〇〇の L、利用権設定をする土地は 9 筆で、地目は 畑、耕作者は 〇〇の M で作付け内容は 茶、期間は 5 年で賃借料は 10 アール当たり 1 万円です。

以上、田畑合わせた合計 22 筆、合計面積は ●●㎡ です。

なお、12 ページから 21 ページには図面を添付していますのでご確認ください。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・N、譲受人・O 外 3 件 を議題にします

議 長 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。中村主事補。  
事務局 22 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 4 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 〇 です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 P。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 〇 です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。ほかに同字に1筆の合計で2筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は32 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、鹿児島県鹿児島市〇〇番××号 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 R です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島県鹿児島市〇〇番××号 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 S です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42 ページから添付しています。

以上4件につきましては、5月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番、池亀 昭次 委員。

3番委員 整理番号1番。〇〇の土地を N さんから O さんへの畑の説明をいたします。

この土地はシキミを植えているところございまして、Nさんが5・6年前にシキミを植えて経営していた訳ですが、中々忙しくなり自分で管理することが難しくなったので、Oさんとは親戚関係に当たりまして、ここを譲ってくれということで、Oさんへ譲り、現在に至り頑張っているところ

ろでございます。

続きまして整理番号2番。〇〇の土地を P さんから O さんへの畑の説明をいたします。

ここは安納芋、でん粉芋を作っているところでございます、ここには安納芋、若しくはでん粉芋を作るということでございます。お父さん、お母さんと一緒にやっている関係で畑もまだもう少し欲しいかなという感じで頑張っておられます。安納芋のほかにも花で、シキミ・ロベ、それからレザーリーフファン等を作っている農家でございますので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

議 長  
10 番委員

整理番号3番・4番、西田 暁 委員。

それでは整理番号3番・4番について説明をいたします。

どちらも譲渡人が Q ですので一緒にご説明をさせていただきます。

これらの土地につきましては、贈与による所有権移転ということで、それぞれ譲受人が 〇〇字△△の土地が R、〇〇字△△の土地が S となります。以前から S さんが耕作をしておりましたが、Q さんの方が子供たちに贈与をしたいということで、話し合いの結果、子供たちは女子だけでしたので土地は要らないということで、義美さんの兄弟である長男、三男の甥っ子たちが引き継ぐことになりました。

場所的には資料40ページ、45ページをご覧ください。

どちらも農業に励んでいる方ですので、問題はないものと思います。よろしくをお願いします。

議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・T、譲受人・U 外1件 を議題にします。

議 長  
事 務 局

事務局より議案第3号の説明をお願いします。中村主事補。

47ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が2件です。整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑、地積は 500 m<sup>2</sup> です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、許可後から令和2年12月までの7ヶ月。

資金は、造成費 〇〇円、建築費として居宅 〇〇円、車庫 〇〇円、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては、一般住宅・車庫 です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、南東側に町道、西側に申請人所有の農地、北東側に宅地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最低 0.5mから最高 1.5m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 1.5m程度設ける。
- (4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第1種農地」で許可基準は「集落接続施設」土地改良事業区域内に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 49 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、××番の合計で 2 筆。

△△××番の登記・現況地目は 畑。地積は ●●m<sup>2</sup> です。

△△××番の登記・現況地目は 畑。地積は ●●m<sup>2</sup> です。転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、許可後から令和2年12月までの7ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円、造成費 〇〇円、建築費として居宅 〇〇円、物置 〇〇円、資金内訳は、自己資金 〇〇円、融資 〇〇円となっています。

転用目的としましては 一般住宅・物置・進入路 です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、南側に宅地及び町道、他は申請人(譲渡人)所有の農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、原状のままで行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 2.0m程度設

ける。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は54ページから添付しています。

なお、この2件につきましては、11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番。TさんとUさんは親子でございます。Uさんは次男坊であり、一緒に漁業に取り組んでおります。

現在は借家住まいで子供も成長し手狭になってきたということで、今回は親元のところに家を造りたいということで当該地を申請するものです。

申請地は50ページの図面を見て分かるように、隣は元町営住宅でございまして、現在はXさんが借りている、その隣が親父のTさん、そしてその前がYさんの家でございます。造成として、盛り土を1.5m程度行うということで、よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 整理番号2番、寺田委員。

8番委員 整理番号2番ですけれども、家を造る方はVさんという方で、今、〇〇の方に勤めております。家は〇〇マンションの方に住んでございまして、子供が3人ということで手狭になったということで、新たに自分の家を建築したいということでございます。場所は△△の〇〇商店から西の方に行ったところで、Zさんの家の裏の方でございます。周辺は住宅が密集いたしておりまして、隣接地等への被害防除施設として緑地、緩衝地を設けることとしております。

排水・用水等については周辺の農地に影響を及ぼすようなことはないと考えられます。以上でございます。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。